

平成 14 年 11 月 8 日

環境事業団 環境保全・廃棄物事業部

部 長 錦木 儀郎 (03-5251-1030)

処理事業課長 松本 公男 (03-5251-1018)

処理事業課長代理 山本 達郎 (03-5251-1048)

## 東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業 事業実施計画に係る認可について

(環境省同時発表)

環境事業団は、平成 14 年 11 月 8 日付で、東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の事業実施計画について、環境大臣の認可を受けました。

- 1 去る平成 14 年 4 月 19 日、石原東京都知事から、東京都における環境事業団によるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の受入れ表明があった。
- 2 その後、平成 14 年 7 月 8 日、石原東京都知事より大木環境大臣に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の受入条件が示され、同年 8 月 2 日付で大木環境大臣より石原東京都知事に対し、同受入条件を遵守する旨の回答があった。
- 3 これを受けて、環境事業団では、別紙の「東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業実施計画」を策定し、同計画について平成 14 年 11 月 8 日付で鈴木環境大臣の認可を得た。
- 4 今後、環境事業団は、東京都において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業を実施するために必要な東京都環境影響評価条例、都市計画法、廃棄物処理法などに基づく手続きに入り事業の実現を図っていく予定である。
- 5 なお、事業の具体的な計画を策定する段階から、東京都が条件としている処理の安全性の確保や情報の公開などについて十分留意し、必要な対応をとっていく予定である。

# 東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業実施計画

## 1. 事業の名称

この事業の名称は、東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業と称する。

## 2. 事業の目的

この事業は、5(1)に掲げる1都3県の区域内に存するポリ塩化ビフェニル廃棄物の広域的かつ適正な処理を図ることを目的とする。

## 3. 事業の種類

この事業は、環境事業団法(昭和40年法律第95号)第18条第1項第6号の規定に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の設置及び改良、維持その他の管理を行うものである。

## 4. 事業を実施する場所

東京都江東区青海二丁目地先(中央防波堤内側埋立地内)

## 5. 処理並びに処理施設の設置及び管理の計画

### (1) 処理の計画

東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県(以下「1都3県」という。)の区域内に存するポリ塩化ビフェニル廃棄物を処理し、これに含まれるポリ塩化ビフェニルを分解する。

### (2) 処理施設の設置及び管理の計画

#### 処理施設の設置の計画

ア トランス、コンデンサ、安定器並びにポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む油がポリ塩化ビフェニル廃棄物となったもののうち1都3県の区域内に存するものを処理するための施設を整備する。

処理能力： 約2トン/日(ポリ塩化ビフェニル分解量)

イ 処理方法は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の5第1項第2号ニからへまでの規定に基づき環境大臣が定める方法とする。

#### 処理施設の管理の計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき東京都知事に提出する同項第7号の産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に適合した管理を行う。

### 6. 事業の着手及び完了の予定時期

- |                  |          |
|------------------|----------|
| (1) 事業の着手の予定時期   | 平成14年11月 |
| (2) 施設設置の完了の予定時期 | 平成17年10月 |
| (3) 処理の開始の予定時期   | 平成17年11月 |
| (4) 処理の完了の予定時期   | 平成27年 3月 |
| (5) 事業の完了の予定時期   | 平成28年 3月 |

### 7. 事業に要する費用及びその調達

#### (1) 事業に要する費用

施設整備に要する費用約464億円及び当該施設の運転管理等に要する費用

#### (2) 事業に要する費用の調達

事業に要する費用については、施設の設置に係る国庫補助金、政府保証借入金、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金等により調達するものとし、借入金については、処理料金を徴収することにより生ずる収入により償還する。

### 8. その他事業に関する重要事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、処理の安全性を確保するとともに、積極的に情報公開を行うこととする。

( 2 ) 東京都の区域内に存するポリ塩化ビフェニル廃棄物( 柱上トランス廃棄物を除く。 )  
については、当該廃棄物の保管事業者等に対する東京都の指導のもと、平成 2 2 年度ま  
でに処理することとする。

( 3 ) 施設設置の概成( 平成 1 7 年 7 月を予定 ) 後、設置の完了までにポリ塩化ビフェニ  
ル廃棄物を用いた性能評価を十分に行い、処理の安全性を確保すること。